

高等学校通信教育の現状について

文部科学省 初等中等教育局
参事官（高等学校担当） 付

高等学校の学校数（令和元年5月1日現在）

- 高等学校の学校数について、令和元年5月1日現在では、全日制課程を置く高等学校は4,719校（全体の84.1%）、定時制課程を置く高等学校は639校（全体の11.4%）、通信制課程を置く高等学校は253校（全体の4.5%）。

（全日制・定時制課程）

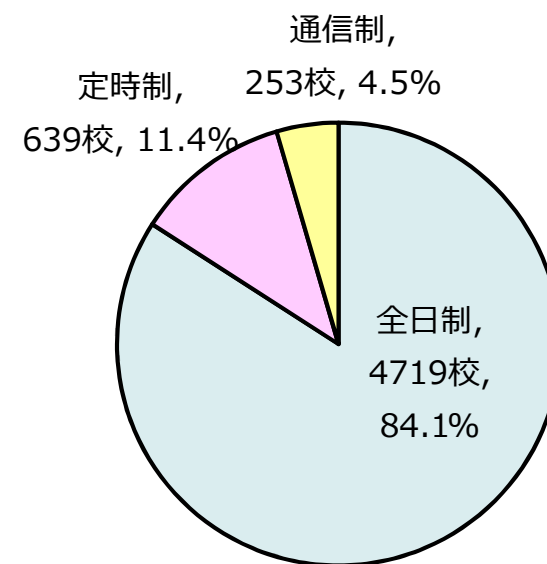
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,938	1,295	4,248
定時制	—	164	4	168
全定併設	—	448	23	471
総計	15	3,550	1,322	4,887

（通信制課程）

（校）

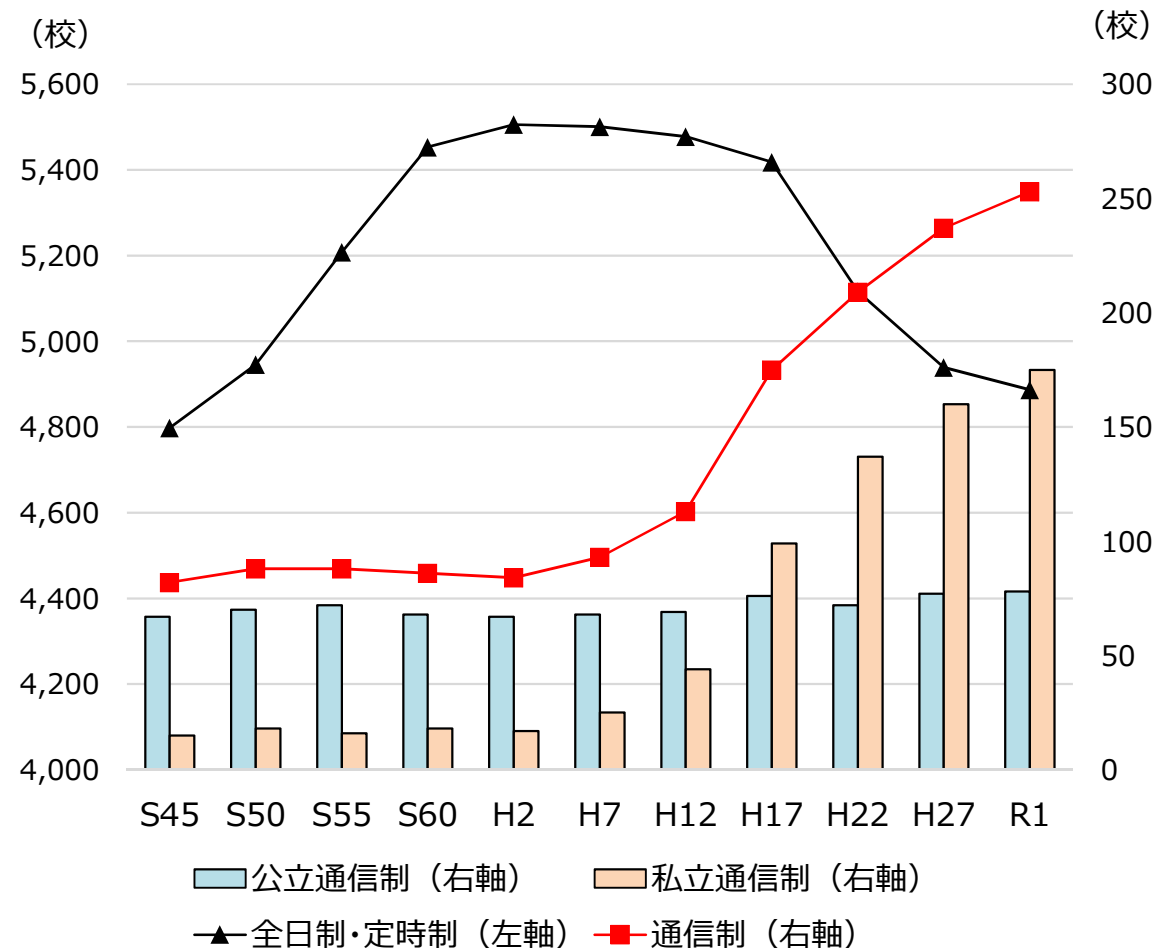
	国立	公立	私立	総数
独立校	—	7	106	113
併置校	—	71	69	140
総計	—	78	175	253
（協力校）	—	162	175	337



高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R1	4,887	78	175	253



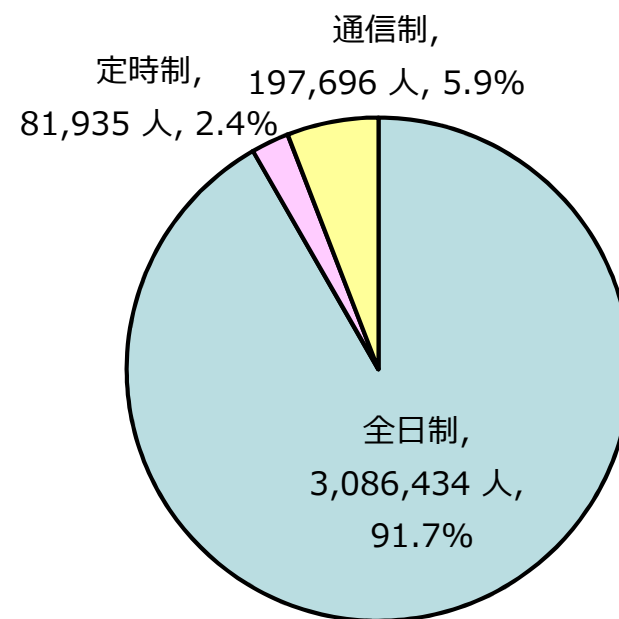
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校の生徒数（令和元年5月1日現在）

- 高等学校の生徒数について、令和元年5月1日現在では、全日制課程では3,086,434人（全体の91.7%）、定時制課程では81,935人（全体の2.4%）、通信制課程では197,696人（全体の5.9%）。

(人)

	国立	公立	私立	総数
全日制	8,476	2,052,788	1,025,170	3,086,434
定時制	—	79,290	2,645	81,935
通信制	—	56,373	141,323	197,696

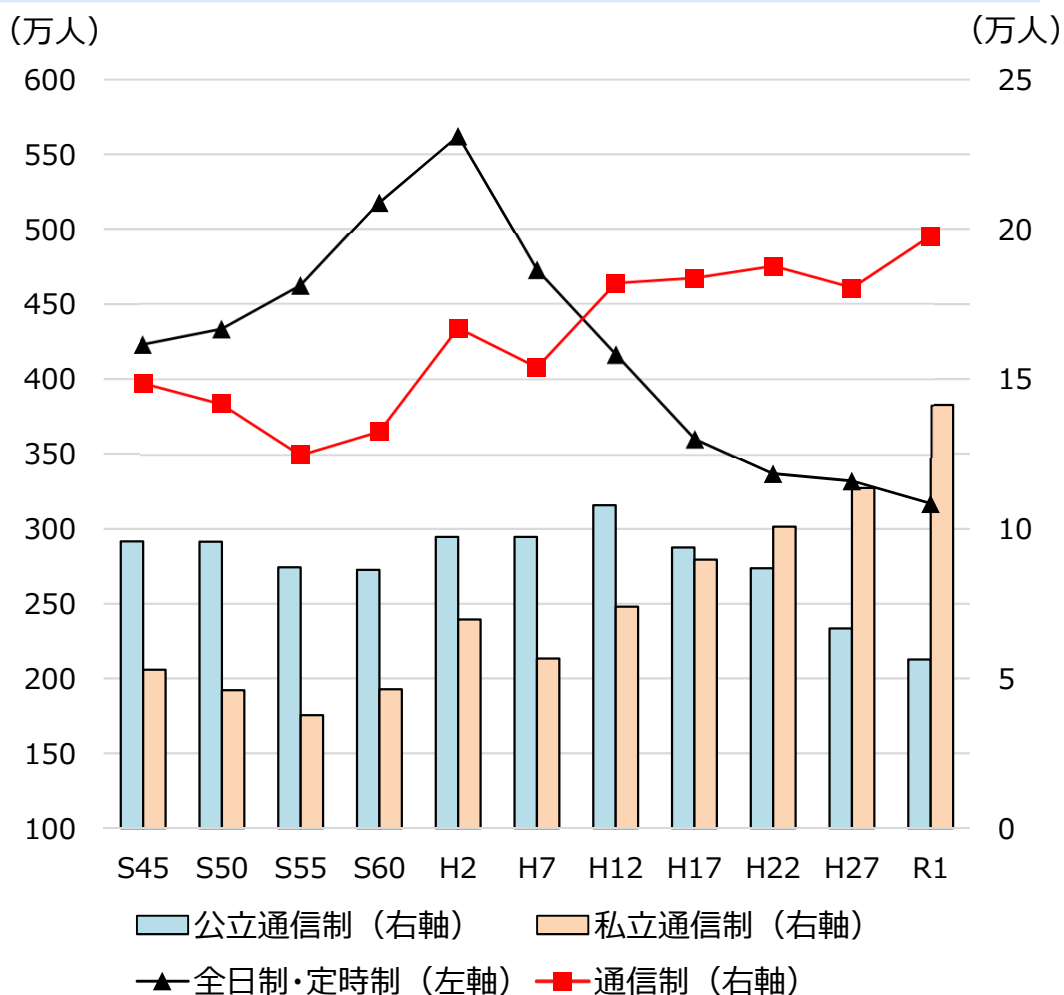


- (※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。

	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R1	3,168,369	56,373	141,323	197,696



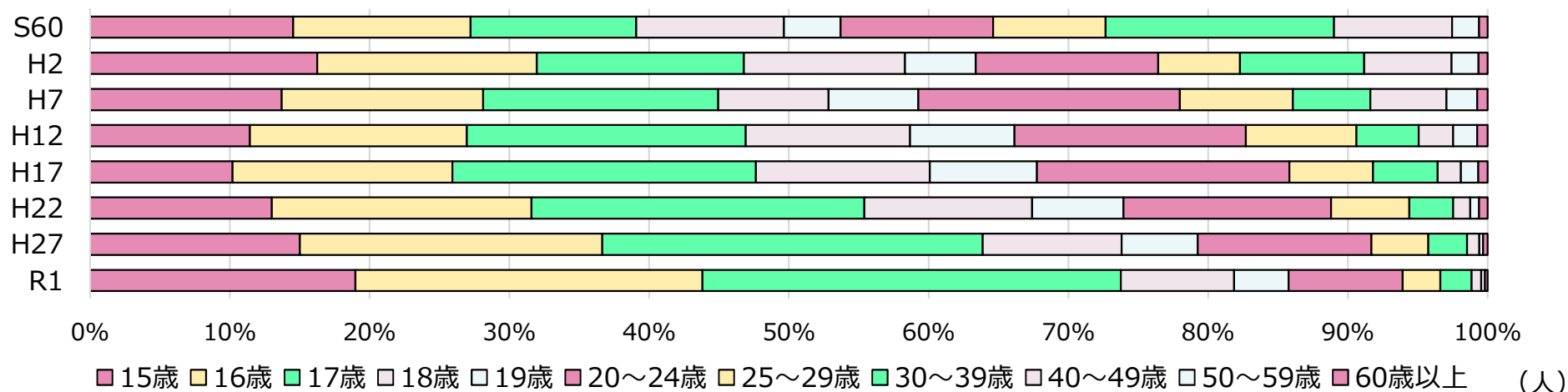
(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の年齢別生徒数（全体推移）

- 通信制課程の年齢別生徒数について、令和元年5月1日現在では、15歳が37,526人（19.0%）、16歳が49,096人（24.8%）、17歳が59,173人（29.9%）、18歳が16,022人（8.1%）、19歳が7,712人（3.9%）、20歳～24歳が16,139人（8.2%）、25歳以上が12,028人（6.1%）。
- 通信制課程の生徒層は、全体として若年化している傾向にある。



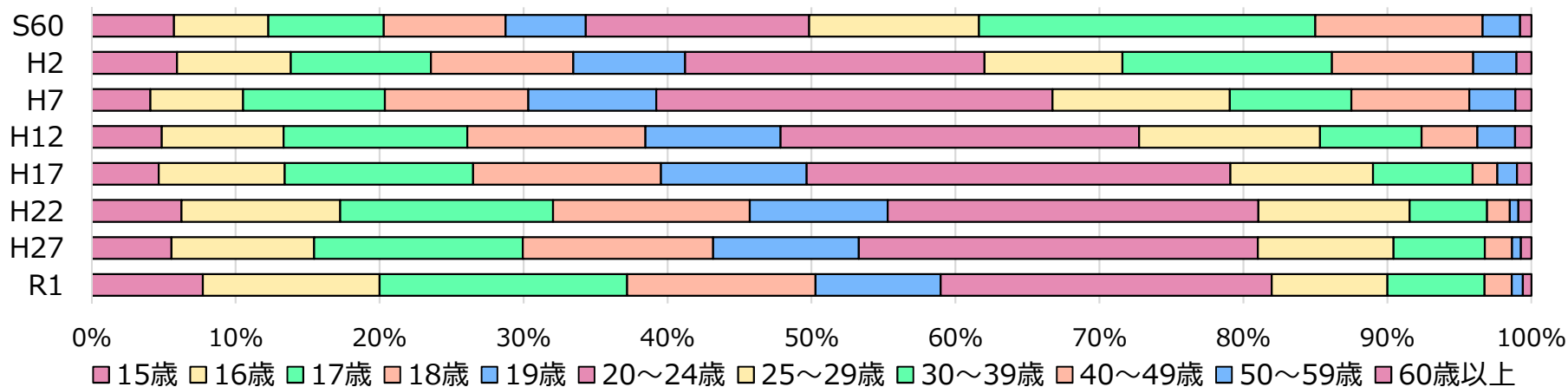
	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
S60	19,282	16,839	15,725	14,020	5,377	14,466	10,662	21,700	11,197	2,564	812
H2	27,147	26,237	24,737	19,233	8,480	21,795	9,764	14,846	10,434	3,221	1,092
H7	21,117	22,202	25,894	12,144	9,894	28,830	12,453	8,525	8,399	3,386	1,139
H12	20,788	28,229	36,303	21,400	13,567	30,112	14,398	8,095	4,497	3,134	1,354
H17	18,714	28,852	39,870	22,819	14,092	33,143	10,962	8,510	3,030	2,292	1,234
H22	24,401	34,839	44,664	22,506	12,272	27,860	10,485	5,895	2,268	1,185	1,163
H27	27,088	39,022	49,106	17,927	9,816	22,443	7,335	4,995	1,573	492	596
R1	37,526	49,096	59,173	16,022	7,712	16,139	5,321	4,429	1,366	511	401

（出典）文部科学省「学校基本調査」

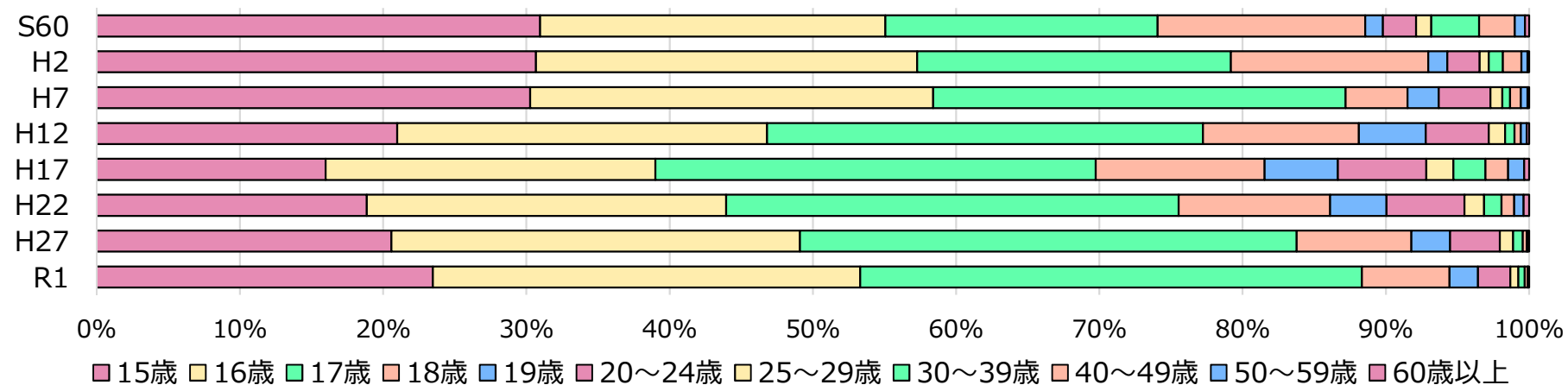
通信制課程の年齢別生徒数（公私別推移）

- 公立通信制では、生徒層の若年化が見られるが、若年層のみならず多様な年齢層の生徒が学んでいる状況にある。
- 私立通信制では、従前から若年層の生徒が多く学んでいる状況にある。

（公立通信制）



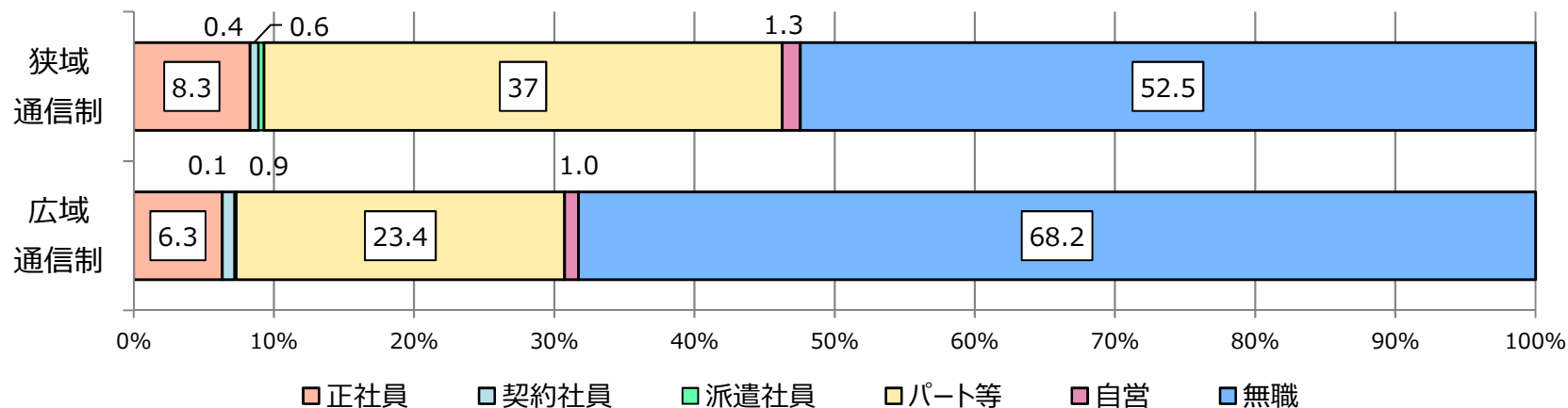
（私立通信制）



（出典）文部科学省「学校基本調査」

通信制課程に在籍する生徒の就業状況及び実態等

【在籍生徒の就業状況】



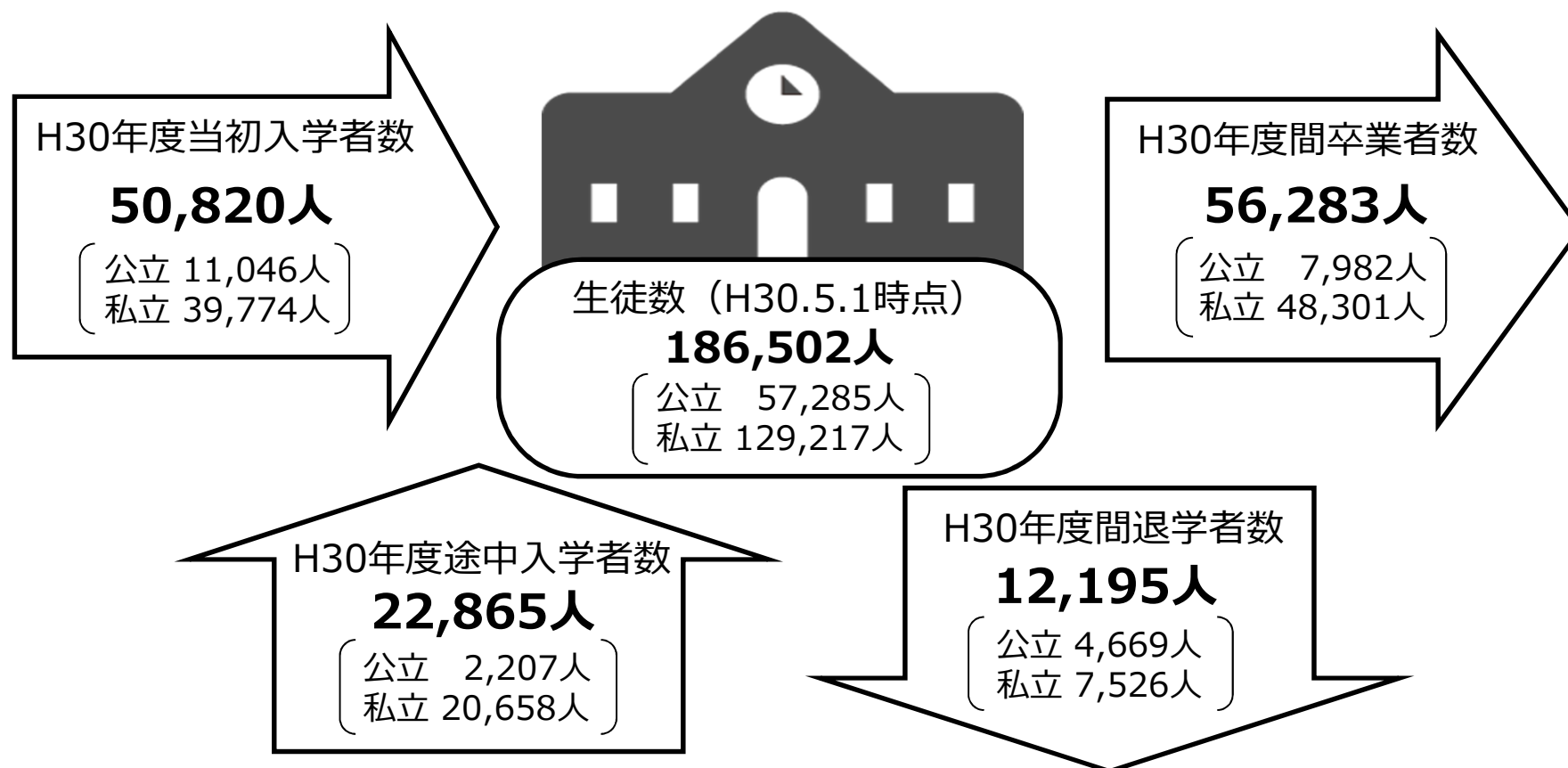
【在籍生徒の実態等】

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

（出典）「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

通信制課程における生徒の入退出状況

- 通信制課程の生徒の入退出状況について、平成30年度間では、年度当初入学者数は50,820人、年度中途入学者数は22,865人、年度間退学者数は12,195人、年度間卒業者数は56,283人。



(※ 1) H30年度当初入学者とは、平成30年4月1日から平成30年5月1日までに入学を決定した者をいう。転学者・転籍者を含むが、入学後5月1日までに入学を取り消した者及び退学した者は除くものとする。

(※ 2) H30年度中途入学者とは、平成30年5月2日から平成31年3月31日までに入学を決定した者をいう。転学者・転籍者を含む。

(※ 3) H30年度間退学者とは、平成30年度間に退学した生徒をいう。転学者・転籍者を含む。

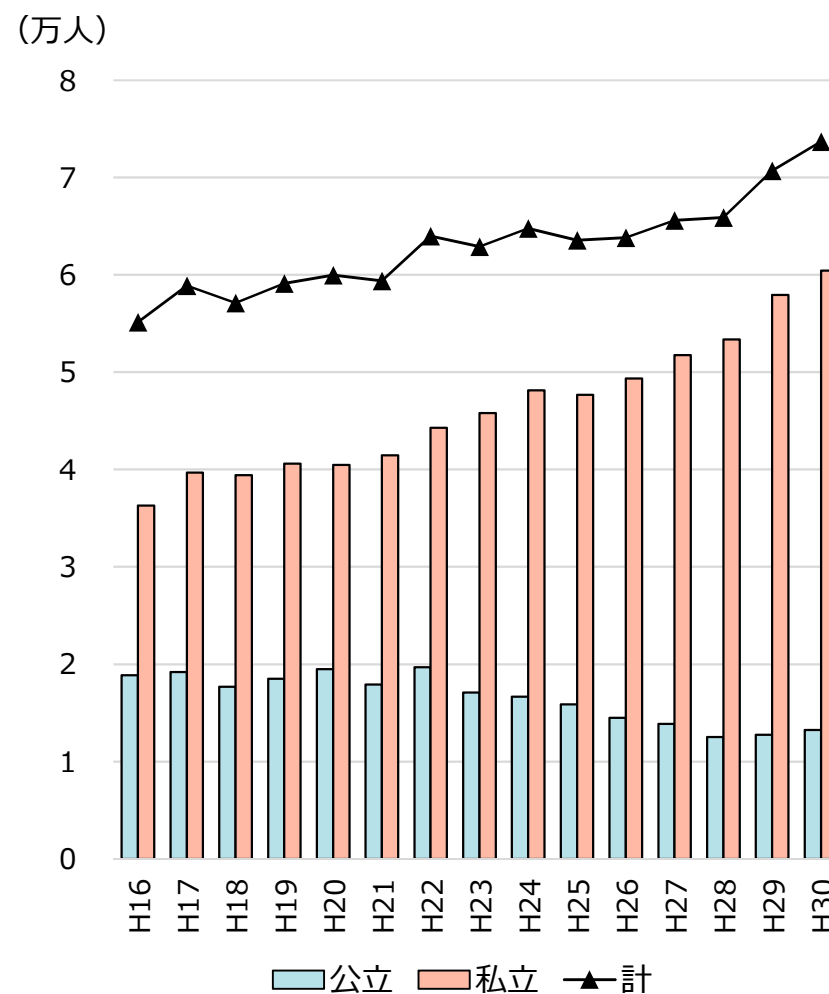
(※ 4) H30年度間卒業者とは、平成30年度間に卒業した生徒をいう。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の年度間入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度間入学者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。

	(人)		
	公立	私立	計
H16	18,850	36,284	55,134
H17	19,191	39,686	58,877
H18	17,671	39,438	57,109
H19	18,502	40,620	59,122
H20	19,490	40,486	59,976
H21	17,913	41,470	59,383
H22	19,700	44,276	63,976
H23	17,098	45,815	62,913
H24	16,664	48,132	64,796
H25	15,886	47,679	63,565
H26	14,497	49,339	63,836
H27	13,867	51,744	65,611
H28	12,524	53,382	65,906
H29	12,752	57,939	70,691
H30	13,253	60,432	73,685



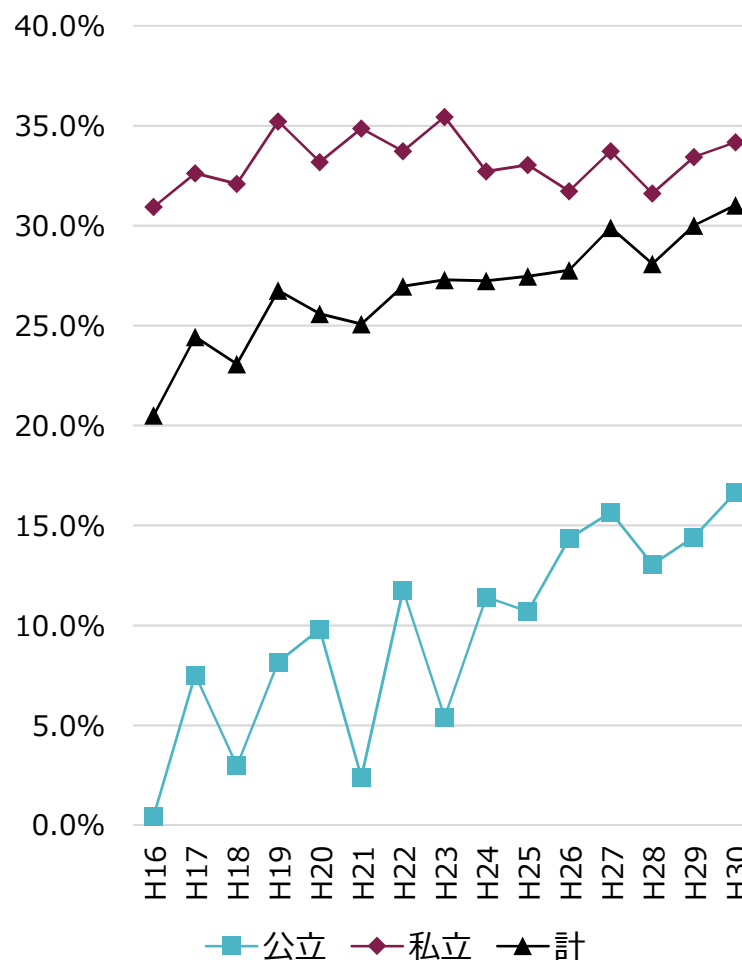
(※ 1) 年度間入学者数とは、その年度の4月1日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の年度途中入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度途中入学者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、平成30年度間では、公立通信制が16.7%、私立通信制が34.2%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H16	83	0.4%	11226	30.9%	11309	20.5%
H17	1444	7.5%	12951	32.6%	14395	24.4%
H18	527	3.0%	12657	32.1%	13184	23.1%
H19	1510	8.2%	14309	35.2%	15819	26.8%
H20	1914	9.8%	13439	33.2%	15353	25.6%
H21	433	2.4%	14460	34.9%	14893	25.1%
H22	2318	11.8%	14934	33.7%	17252	27.0%
H23	926	5.4%	16242	35.5%	17168	27.3%
H24	1902	11.4%	15752	32.7%	17654	27.2%
H25	1700	10.7%	15757	33.0%	17457	27.5%
H26	2081	14.4%	15652	31.7%	17733	27.8%
H27	2172	15.7%	17453	33.7%	19625	29.9%
H28	1634	13.0%	16877	31.6%	18511	28.1%
H29	1841	14.4%	19378	33.4%	21219	30.0%
H30	2207	16.7%	20658	34.2%	22865	31.0%



(※ 1) 年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

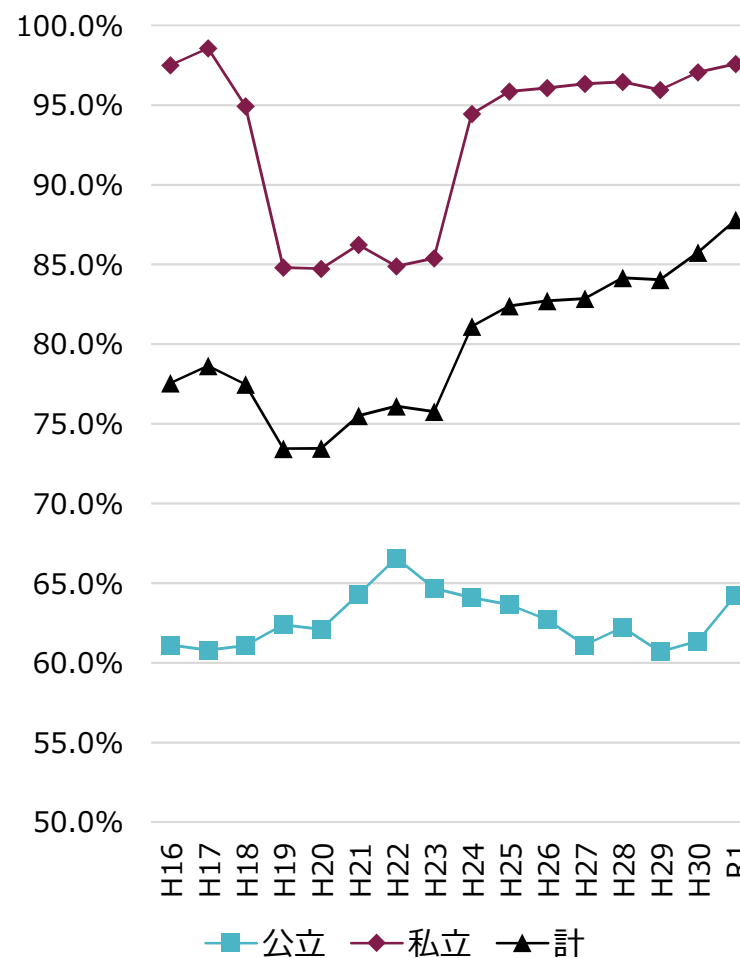
(※ 2) 表中の「割合」は、年度間入学者数のうち年度途中入学者数が占める割合をいう。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の履修者数（公私別推移）

- 通信制課程の履修者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和元年5月1日現在では、公立通信制が64.2%、私立通信制が97.6%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H16	63,197	61.1%	83,031	97.5%	146,228	77.6%
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%
H22	61,850	66.6%	85,573	84.9%	147,423	76.1%
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%
H24	54,853	64.1%	103,072	94.5%	157,925	81.1%
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%



(※1) 履修者数とは、その年度の5月1日時点における、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数を示す。科目履修生は除く。

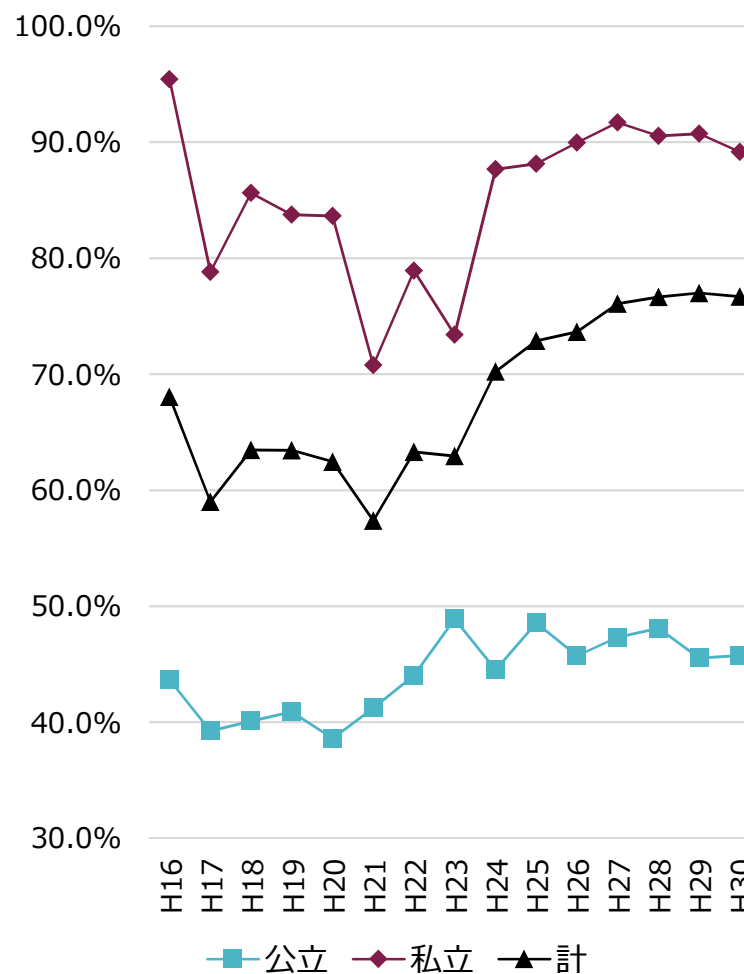
(※2) 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の単位修得者数（公私別推移）

- 通信制課程の単位修得者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、平成30年度間では、公立通信制が45.7%、私立通信制が89.2%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H16	42,615	43.7%	83,017	95.4%	125,632	68.0%
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%
H20	35,232	38.6%	85,844	83.6%	121,076	62.4%
H21	36,605	41.2%	75,656	70.8%	112,261	57.4%
H22	39,305	44.1%	86,868	78.9%	126,173	63.3%
H23	41,579	48.9%	83,977	73.4%	125,556	62.9%
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%
H25	36,466	48.6%	105,436	88.1%	141,902	72.9%
H26	32,481	45.7%	109,321	90.0%	141,802	73.6%
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%



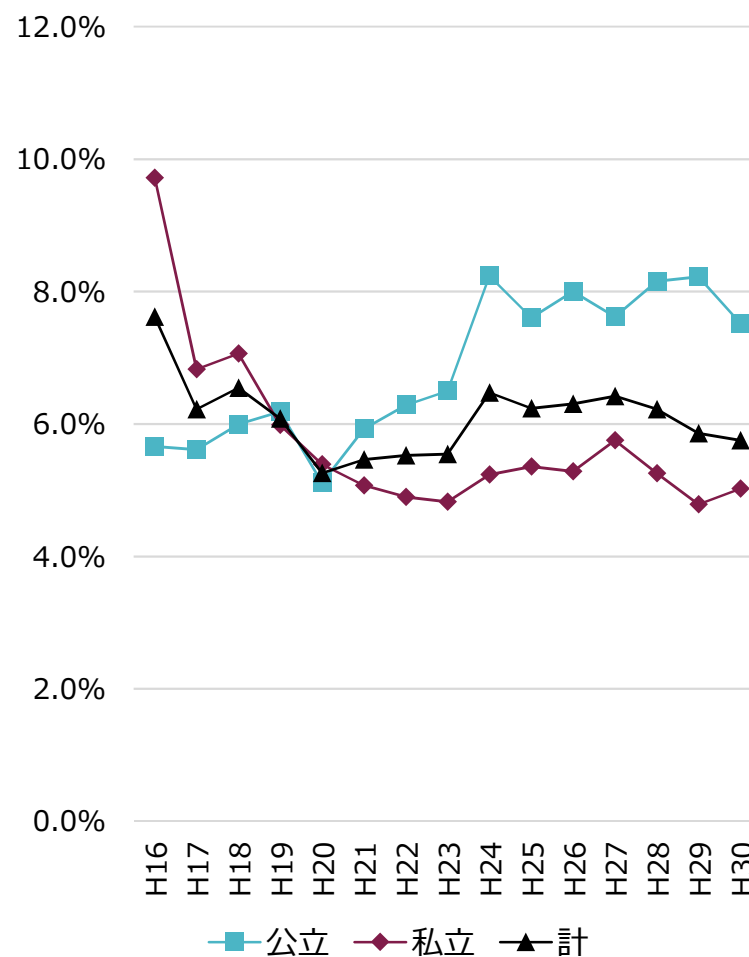
(※ 1) 単位修得者数は、その年度の4月1日から3月31日までに自校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者の数を示す。なお、他からの併修者でも単位を修得した者はその数に含む。
 (※ 2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の年度間退学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度間退学者数は、全体として概ね横ばいとなっている。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち年度間退学者が占める割合は、近年、公立通信制の方が私立通信制よりもやや高い状況が続いており、平成30年度間では、公立通信制が7.5%、私立通信制が5.0%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H16	5,860	5.7%	9,367	9.7%	15,227	7.6%
H17	5,715	5.6%	7,017	6.8%	12,732	6.2%
H18	5,852	6.0%	7,340	7.1%	13,192	6.5%
H19	5,984	6.2%	6,409	6.0%	12,393	6.1%
H20	4,914	5.1%	5,848	5.4%	10,762	5.3%
H21	5,595	5.9%	5,709	5.1%	11,304	5.5%
H22	5,981	6.3%	5,670	4.9%	11,651	5.5%
H23	5,908	6.5%	5,799	4.8%	11,707	5.5%
H24	7,205	8.2%	6,538	5.2%	13,743	6.5%
H25	6,179	7.6%	6,768	5.4%	12,947	6.2%
H26	6,178	8.0%	6,776	5.3%	12,954	6.3%
H27	5,546	7.6%	7,546	5.8%	13,092	6.4%
H28	5,531	8.2%	7,102	5.3%	12,633	6.2%
H29	5,300	8.2%	6,805	4.8%	12,105	5.9%
H30	4,669	7.5%	7,526	5.0%	12,195	5.8%



(※1) 年度間退学者数とは、その年度の4月1日から3月31日までに退学した者の数を示す。

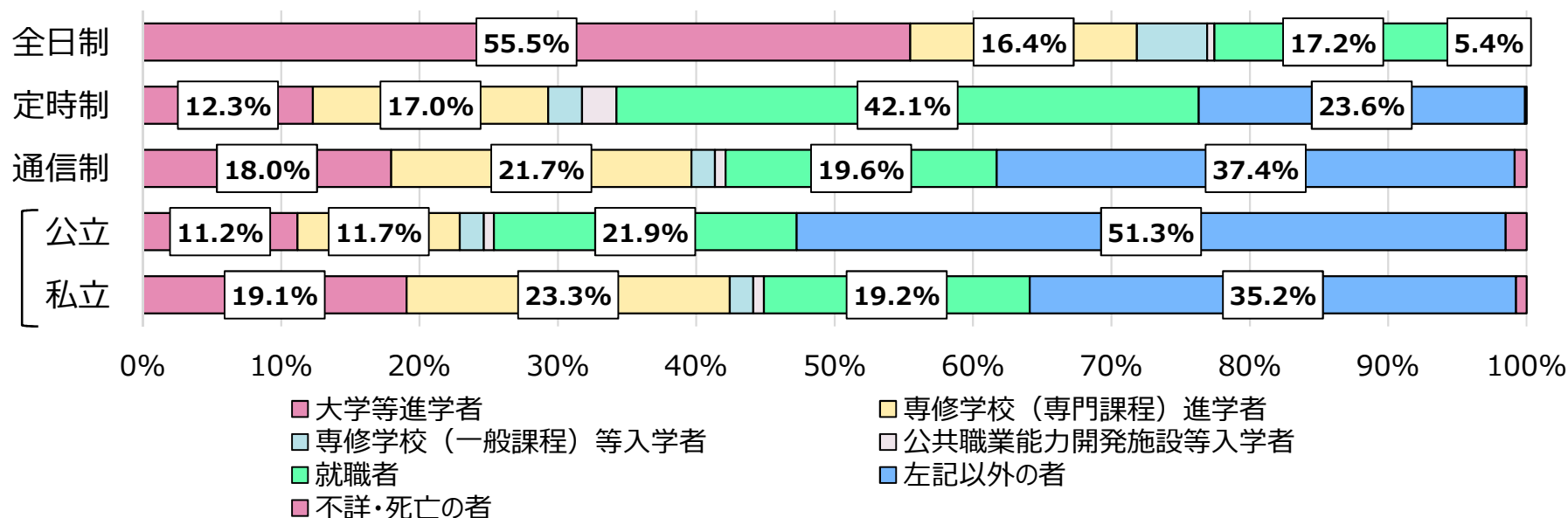
なお、転学者・転籍者はその数に含む。

(※2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えた数のうち、年度間退学者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の卒業後の状況（平成30年度間）

○ 通信制課程の卒業後の状況について、令和元年5月1日現在、平成30年度間に卒業した者のうち、大学等進学者が18.0%、専修学校（専門課程）進学者が21.7%、就職者が19.6%。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

通信制課程の年度間卒業生数（平成30年度間）

	卒業生数 (人)	大学等進学者		専修学校（専門課程） 進学者		専修学校（一般課程） 等入学者		
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
全日制	1,030,982	571,900	55.5%	168,732	16.4%	52,357	5.1%	
定時制	19,577	2,408	12.3%	3,327	17.0%	478	2.4%	
通信制	計	56,283	10,104	18.0%	12,212	21.7%	961	1.7%
	公立	7,982	893	11.2%	936	11.7%	138	1.7%
	私立	48,301	9,211	19.1%	11,276	23.3%	823	1.7%

	公共職業能力開発施設等入学者		就職者		左記以外の者		不詳・死亡の者		
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
全日制	5,459	0.5%	176,936	17.2%	55,458	5.4%	140	0.0%	
定時制	489	2.5%	8,237	42.1%	4,615	23.6%	23	0.1%	
通信制	計	426	0.8%	11,026	19.6%	21,070	37.4%	484	0.9%
	公立	59	0.7%	1,745	21.9%	4,091	51.3%	120	1.5%
	私立	367	0.8%	9,281	19.2%	16,979	35.2%	364	0.8%

通信制課程の教員数（令和元年5月1日現在）

		校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	計	
公立	本務者	8	16	72	15	2	1,286	0	14	4	0	110	1,527	
	兼務者	校内	-	0	0	0	0	112	0	7	10	0	237	366
		協力校	-	0	33	18	0	1,294	0	17	3	0	354	1,719
		その他	0	0	1	0	0	43	0	15	14	0	461	534
	小計	8	16	106	33	2	2,735	0	53	31	0	1,162	4,146	
私立	本務者	91	69	189	105	33	2,334	15	67	0	0	450	3,353	
	兼務者	校内	-	8	11	5	1	450	4	38	0	0	879	1,396
		協力校	-	8	10	0	0	290	0	3	0	0	385	696
		その他	14	5	9	0	1	174	1	19	0	0	4,758	4,981
	小計	105	90	219	110	35	3,248	20	127	0	0	6,472	10,426	
計	本務者	99	85	261	120	35	3,620	15	81	4	0	560	4,880	
	兼務者	校内	-	8	11	5	1	562	4	45	10	0	1,116	1,762
		協力校	-	8	43	18	0	1,584	0	20	3	0	739	2,415
		その他	14	5	10	0	1	217	1	34	14	0	5,219	5,515
	総計	113	106	325	143	37	5,983	20	180	31	0	7,634	14,572	

(参考)

**高等学校教育に関する
主な制度・施策等について**

高等学校制度の概要

1. 目的・目標

目的：

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学校教育法第50条)

目標：

- ① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- ② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- ③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項)

2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者(※)とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

(学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条)

3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・**普通科**：普通教育を主とする学科
- ・**専門学科**：専門教育を主とする学科
 - ※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科
- ・**総合学科**：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

6. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

7. 卒業に必要な単位数・教育課程

①**全学科共通：74単位以上で各学校が定める**（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）

②**専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上**

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。
(学校教育法施行規則第89条)

9. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学校教育法第60条)

高等学校通信制課程について

1 目的

- 高等学校における通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青年に高等学校教育を受ける機会を広く提供するものとして、定時制課程とともに昭和23年に制度化。
- 近年では、勤労青年が減少する一方、不登校・中退経験者、特別な支援を要する生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な課題を抱えた生徒が多く所属。

2. 教育課程の特色

- 全日制、定時制、通信制の課程の区分に関わらず、高等学校の教育の目的や目標は共通。卒業に必要な単位数は、共通して「74単位以上」。
- 勤労青年に高等学校教育を受ける機会を広く提供するため、技能連携による単位認定、定時制課程及び通信制課程の併修（定通併修）等による単位認定が可能。
 - ・技能連携・・・定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において教育を受けている場合、卒業に必要な単位数の2分の1以内で、施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度。
 - ・定通併修・・・定時制課程の生徒が、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき等は、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度。

3. 通信制課程における教育方法

- 通信制高校における教育は、**添削指導**、**面接指導（スクーリング）**、**試験**の方法により実施。これに加え、インターネット等のメディアを活用した指導等の方法で行うことができる。（高等学校通信教育規程 第2条）
 - ・添削指導・・・生徒が日頃自宅等で学習した成果をレポート等で提出し、これに教師が添削し、生徒に返送する方法で指導。
 - ・面接指導・・・生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受ける。（面接指導時間の一部免除制度あり）
 - ・試験・・・・・・添削指導、面接指導（、メディアを活用した指導）等の成果を測る。

4. 通信制課程における教育課程の特例

- 通信制課程における各教科・科目等の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、学習指導要領上、特例として全日制・定時制課程とは別に定められている。

高等学校学習指導要領（現行）第1章第7款

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで（第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

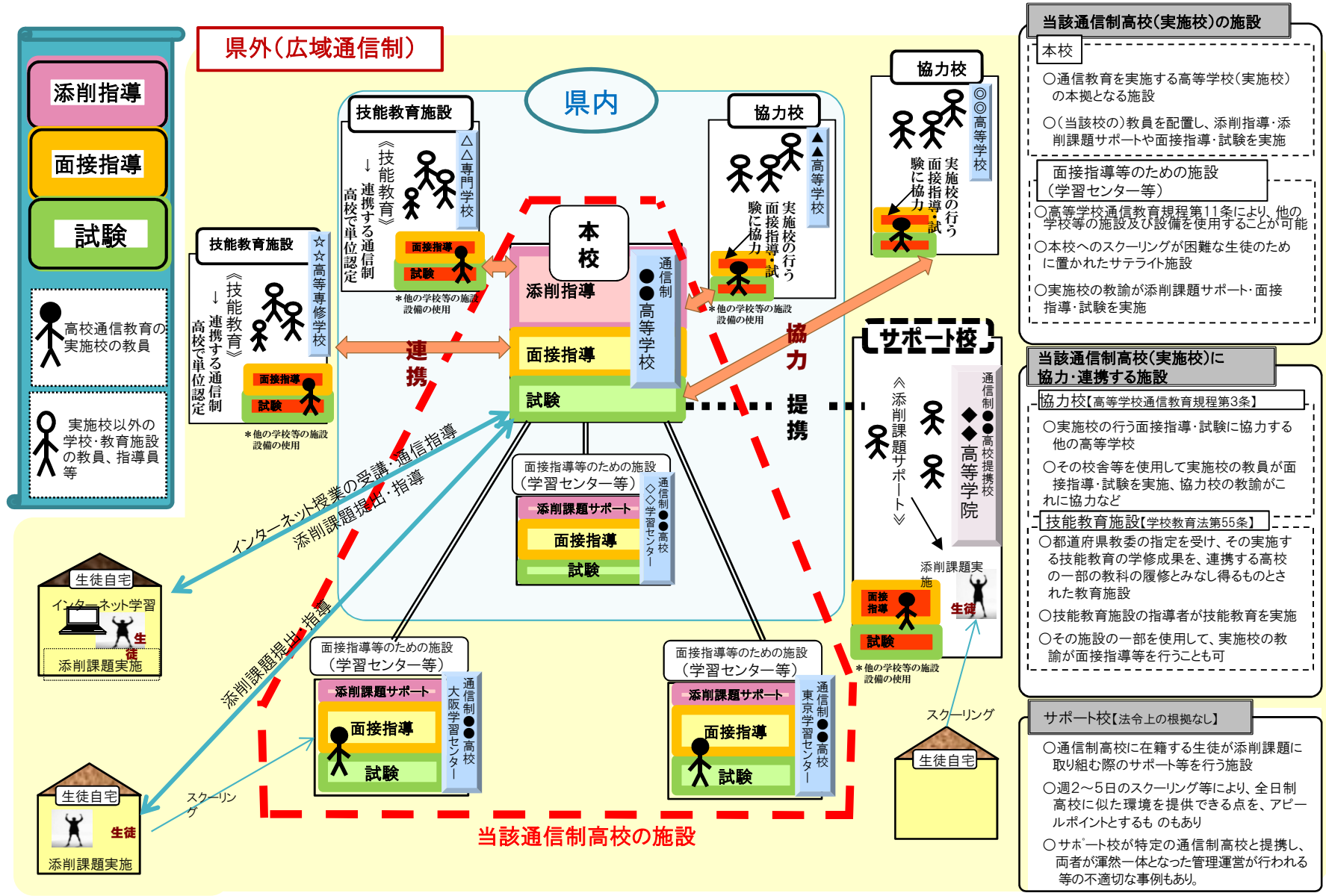
参 考

各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 （高等学校学習指導要領 第1章第2款）

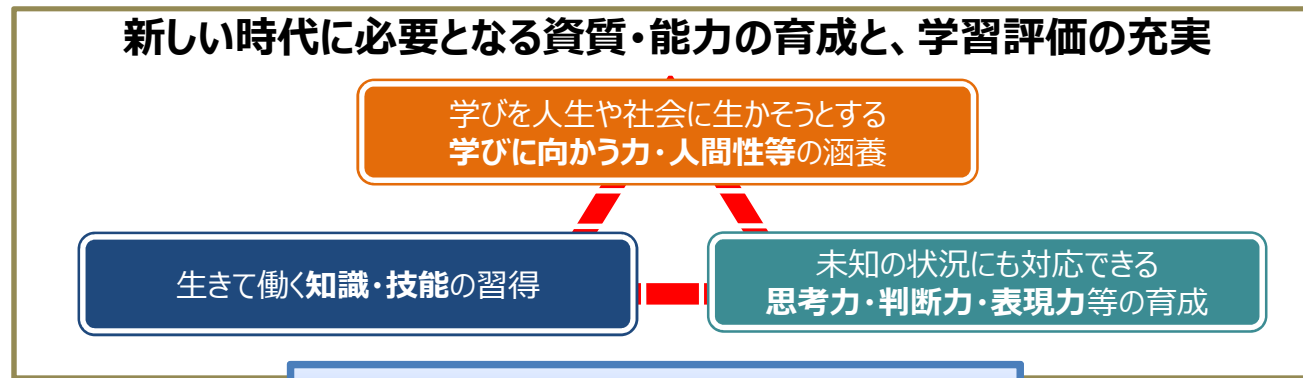
教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数	
国 語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8	
	国語表現	3		保健	2	
	現代文A	2		芸 術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4			音楽Ⅱ	2
	古典A	2			音楽Ⅲ	2
古典B	4	美術Ⅰ	2			
地 理 歴 史	世界史A	2	美術Ⅱ	2		
	世界史B	4	美術Ⅲ	2		
	日本史A	2	工芸Ⅰ	2		
	日本史B	4	工芸Ⅱ	2		
	地理A	2	工芸Ⅲ	2		
公 民	地理B	4	書道Ⅰ	2		
	現代社会	2	書道Ⅱ	2		
数 学	政治・経済	2	書道Ⅲ	2		
	数学Ⅰ	3	外 国 語	コミュニケーション英語基礎	2	
	数学Ⅱ	4		コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	数学Ⅲ	5		コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	数学A	2		コミュニケーション英語Ⅲ	4	
数学B	2	英語表現Ⅰ		2		
数学活用	2	英語表現Ⅱ		4		
理 科	科学と人間生活	2		英語会話	2	
	物理基礎	2		家 庭	家庭基礎	2
	物理	4			家庭総合	4
	化学基礎	2		情 報	生活デザイン	4
	化学	4	社会と情報		2	
	生物基礎	2	情報	情報の科学	2	
	生物	4		総合的な学習の時間	3～6	
	地学基礎	2				
	地学	4				
	理科课题研究	1				

- ※ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

高等学校通信制課程の指導体制



学習指導要領改訂の考え方



何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

**新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し**

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」
の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

**主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善**

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高
い理解を図るための学習過程
の質的改善

※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

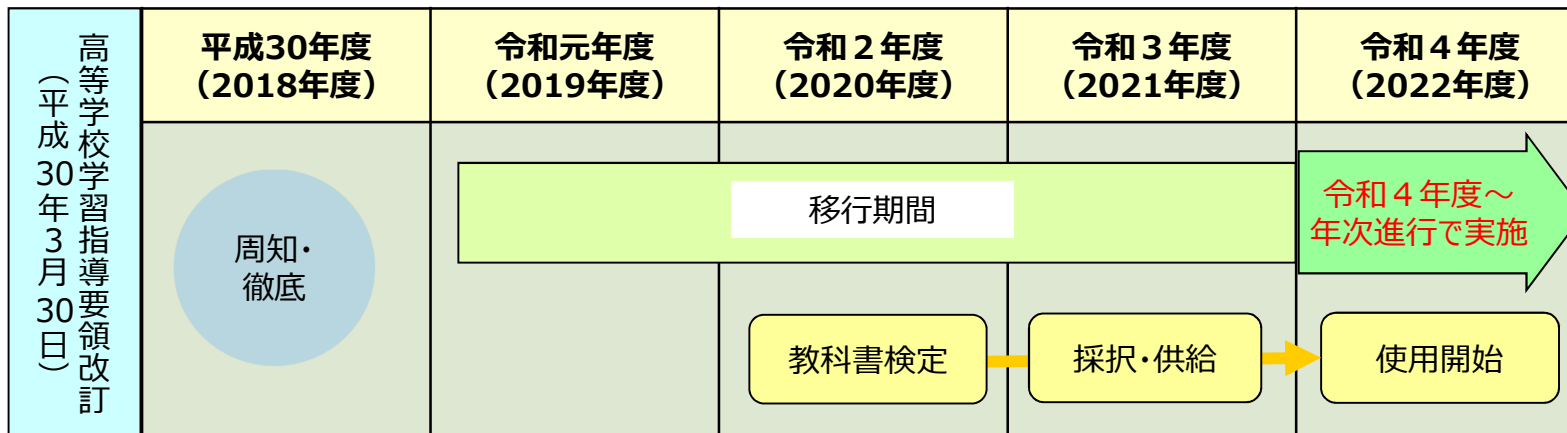
3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

（国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など）



各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国 語	現代の国語	2	理 科	科学と人間生活	2
	言語文化	2		物理基礎	2
	論理国語	4		物理	4
	文学国語	4		化学基礎	2
	国語表現	4		化学	4
古典探究	4	生物基礎		2	
地理歴史	地理総合	2		生物	4
	地理探究	3		地学基礎	2
	歴史総合	2		地学	4
	日本史探究	3		外 国 語	英語コミュニケーションⅠ
	世界史探究	3	英語コミュニケーションⅡ		4
公 民	公共	2	英語コミュニケーションⅢ		4
	倫理	2	論理・表現Ⅰ		2
	政治・経済	2	論理・表現Ⅱ		2
数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C	3 4 3 2 2 2	保 健 体 育	体育	7～8
				保健	2
			家 庭	家庭基礎	2
				家庭総合	4
			情 報	情報Ⅰ	2
				情報Ⅱ	2
芸 術	音楽Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 美術Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 工芸Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 書道Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ	各2 各2 各2 各2	理 数	理数探究基礎	1
				理数探究	2～5
			総合的な 探究の時間		3～6

主として専門学科に開設される教科・科目

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科	科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ

家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学 I, 理数数学 II, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツ I, スポーツ II, スポーツ III, スポーツ IV, スポーツ V, スポーツ VI, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語 I, 総合英語 II, 総合英語 III, ディベート・ディスカッション I, ディベート・ディスカッション II, エッセイライティング I, エッセイライティング II

参照条文（設置基準関係）①

○高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（趣旨）

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

- 2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。
- 3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

- 2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（通信制の課程の規模）

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

参照条文（設置基準関係）②

○高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（事務職員の数）

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

（施設及び設備の一般的基準）

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
 - 二 図書室、保健室
 - 三 職員室
- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
 - 3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。
 - 4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

参照条文（設置基準関係）③

○高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（校具及び教具）

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

参照条文（高校標準法関係）①

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）

（教諭等の数）

第九条 副校長、教頭、主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次に掲げる数の合計数に一を乗じて得た数

イ～ハ（略）

二 通信制の課程の数

三（略）

三 通信制の課程を置く学校（本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。）について、当該課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。）を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から六百人まで	四十六・二
六百一人から千二百人まで	六十六・七
千二百一人以上	百

四（略）

五 通信制の課程について、次の表の上欄に掲げる生徒の数による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

生徒の数による課程の規模の区分	乗ずる数
二千四百一人から三千人までの課程	一
三千一人から三千六百人までの課程	二
三千六百一人以上の課程	三

六 生徒の収容定員が六百八十一人から千四十人までの全日制の課程の数に一を乗じて得た数、生徒の収容定員が千四十一人以上の全日制の課程の数に二を乗じて得た数、生徒の収容定員が四百四十一人以上の定時制の課程の数に一を乗じて得た数及び通信制の課程の数に一を乗じて得た数の合計数

七～九（略）

2（略）

参照条文（高校標準法関係）②

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）

（養護教諭等の数）

第十条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八十一人から八百人までの全日制の課程の数と高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数
- 二 高等学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八百一人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数
- 三 中等教育学校の本校に置かれる全日制の課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学校の前期課程の生徒の数との合計数が八百一人以上のもの（当該中等教育学校の前期課程の生徒の数が八百一人以上のものを除く。）の数と中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数
- 四 中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が八百一人以上の定時制の課程の数に二を乗じて得た数

（事務職員の数）

第十二条 事務職員の数、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一～三 （略）
- 四 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を四百で除して得た数を合算した数

参照条文（所轄庁の指導監督関係）①

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
 - 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
 - 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき
- 2 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

参照条文（所轄庁の指導監督関係）②

○私立学校法（昭和24年法律第270号）

（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

（措置命令等）

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3～11 （略）

（解散命令）

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3～8 （略）

（報告及び検査）

第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

参照条文（所轄庁の指導監督関係）③

○私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

（所轄庁の権限）

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（行政指導の一般原則）

第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

参照条文（所轄庁の指導監督関係）④

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

3 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

参照条文（所轄庁の指導監督関係）⑤

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（是正の要求）

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。） 都道府県知事

二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会

三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

4 各大臣は、第二項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

参照条文（学校評価関係）①

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2・3 （略）

参照条文（学校評価関係）②

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5・6 （略）